平成２２年（フ）第１３０号
茨城県龍ケ崎市下町4899―２　さぬまやビル302、住民票上の住所宮城県気仙沼市明戸65番地５
債務者　鈴木　拓美
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
茨城県龍ケ崎市佐貫町386番地７　カーサケンリード202号室
債務者　前島　一樹（旧姓根本）
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
茨城県取手市井野団地５番16―203号
債務者　安田奈津子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県守谷市本町907番地の10
債務者　関口　　剛
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県南房総市高崎1169番地１
債務者　川名千代子（旧姓奥澤）
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１９０号
山梨県甲州市塩山熊野６番地１　１―405
債務者　反田　昭子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
山梨県甲府市古上条町164番地１ハイツ窪田103
債務者　坂本　直樹
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
山梨県甲府市古上条町164番地１ハイツ窪田103
債務者　坂本　浩子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
山梨県甲府市武田２丁目13番21号七五三ハイツ101号室
債務者　小西　俊介
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門918番地内３
債務者　丹沢　恭子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
山梨県甲府市善光寺３丁目20番２―35号
債務者　佐野　正尚
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
山梨県甲府市大里町3442番地
債務者　上野喜代美
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
山梨県中央市山之神3629番１　パークサイドＳ105号室、住民票上の住所山梨県南アルプス市東南湖3143番地
債務者　塚原　正明
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地５県営三珠団地２号館102号
債務者　佐藤　絵奈
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
山梨県南アルプス市下今井759番地　市営住宅下今井団地53号
債務者　高宮　利枝
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係